

貸 渡 約 款

2024年10月1日改定

第1章 総 則

第1条 (約款の適用) この約款及び別添の付録(以下「約款」といいます。)の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸渡するものとし、借受人は約款等を遵守し、本約款の趣旨、目的、条件、責任、権利、義務、権利の行使、責任の負担、損害賠償、その他一切の事項に同意し、遵守するものとします。なお、本約款は、貸渡業務の趣旨、目的、条件、責任、権利、義務、権利の行使、責任の負担、損害賠償、その他一切の事項に同意し、遵守するものとします。

第2章 予 約

第2条 (予約の申込み) レンタカーを借り出すに当たって、この約款及び別添の付録(以下「約款」といいます。)の定めるところにより、予約の申込みを行うことができます。予約の申込みは、借受人から予約の申込みがあったとき、原則として、当社の保有するレンタカー及び第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を行う場合(同項の規定による代理貸渡を受けた車両を代車として貸渡する場合を除く)の予約の申込みを指します。この場合、借受人は、当社が予約の申込みを承諾し、別添の予約申込書(以下「予約申込書」といいます。))を提出するものとします。

第3条 (予約の変更) 借受人は、第2条第1項の借受人の承諾を受けた予約の申込みは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消) 借受人は、別添の予約申込書に定めるところにより、予約を取り消すことができます。予約を取り消す場合は、予約申込書に定めるところにより、予約の取消料を支払うものとします。予約の取消料は、予約の取消の理由により、当社が定めるものとします。予約の取消料は、予約の取消の理由により、当社が定めるものとします。予約の取消料は、予約の取消の理由により、当社が定めるものとします。予約の取消料は、予約の取消の理由により、当社が定めるものとします。

第5条 (代理レンタカー) 借受人は、借受人から予約のあった車種、グレード、オプション、装備等のうち、他の仕様等の条件(以下「条件」といいます。))のレンタカーを貸渡することができないときは、借受人に予約と異なる条件のレンタカー(以下「代理レンタカー」といいます。))を貸渡するものとします。代理レンタカーを貸渡する場合は、代理レンタカーの貸渡料金を支払うものとします。代理レンタカーを貸渡する場合は、代理レンタカーの貸渡料金を支払うものとします。代理レンタカーを貸渡する場合は、代理レンタカーの貸渡料金を支払うものとします。代理レンタカーを貸渡する場合は、代理レンタカーの貸渡料金を支払うものとします。

第6条 (免状) 借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条 (予約業務の代行) 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。))において予約の申込みを行うことができます。代行業者に対して予約の申込みを行った借受人は、その代行業者に対して予約の申込みの変更又は取消しを申し込むことができます。

第3章 貸 渡 し

第8条 (貸渡契約の締結) 第1条に定める借受人の承諾を受けた予約の申込みは、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができないレンタカーがない場合、借受人若しくは運転免許証の写しを提出し、貸渡料金を支払うものとします。貸渡料金は、貸渡料金の表に定めるところにより、当社が定めるものとします。貸渡料金は、貸渡料金の表に定めるところにより、当社が定めるものとします。貸渡料金は、貸渡料金の表に定めるところにより、当社が定めるものとします。貸渡料金は、貸渡料金の表に定めるところにより、当社が定めるものとします。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶) 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、運転免許証の写しを提出し、貸渡料金を支払うものとします。貸渡料金は、貸渡料金の表に定めるところにより、当社が定めるものとします。貸渡料金は、貸渡料金の表に定めるところにより、当社が定めるものとします。貸渡料金は、貸渡料金の表に定めるところにより、当社が定めるものとします。貸渡料金は、貸渡料金の表に定めるところにより、当社が定めるものとします。

第10条 (貸渡契約の成立) 借受人は、貸渡料金を支払ったとき、借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込書又は代行業者において発行したクーポン券は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

第11条 (貸渡料金の支払) 借受人は、以下の料金の合計金額をいうものとします。当社はそれぞれ別添の貸渡料金を明示します。

第12条 (借受人の責任) 借受人は、貸渡契約の締結、第8条第1項の借受人の承諾を受けた予約の申込みは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。借受人は、貸渡契約の締結、第8条第1項の借受人の承諾を受けた予約の申込みは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。借受人は、貸渡契約の締結、第8条第1項の借受人の承諾を受けた予約の申込みは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。借受人は、貸渡契約の締結、第8条第1項の借受人の承諾を受けた予約の申込みは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第13条 (貸渡料金の支払) 借受人は、貸渡料金を支払ったとき、借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込書又は代行業者において発行したクーポン券は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

第14条 (貸渡料金の支払) 借受人は、貸渡料金を支払ったとき、借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込書又は代行業者において発行したクーポン券は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

第4章 使 用

第15条 (管理責任等) 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、取扱うものとします。借受人又は運転者は、レンタカーの使用に際して、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、取扱うものとします。借受人又は運転者は、レンタカーの使用に際して、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、取扱うものとします。借受人又は運転者は、レンタカーの使用に際して、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、取扱うものとします。

第16条 (貸渡料金の支払) 借受人は、貸渡料金を支払ったとき、借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込書又は代行業者において発行したクーポン券は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

第17条 (貸渡料金の支払) 借受人は、貸渡料金を支払ったとき、借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込書又は代行業者において発行したクーポン券は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

第18条 (貸渡料金の支払) 借受人は、貸渡料金を支払ったとき、借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込書又は代行業者において発行したクーポン券は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

第19条 (借受人又は運転者による違法行為の場合の措置) 借受人又は運転者は、使用上の行為として、違法行為を行ったときは、借受人又は運転者は、違法行為をした地域を管轄する警察署に届出すると、直ちに自ら違法行為に係る反則金を納付し、及び当該反則金を支払うものとします。借受人又は運転者は、使用上の行為として、違法行為を行ったときは、借受人又は運転者は、違法行為をした地域を管轄する警察署に届出すると、直ちに自ら違法行為に係る反則金を納付し、及び当該反則金を支払うものとします。借受人又は運転者は、使用上の行為として、違法行為を行ったときは、借受人又は運転者は、違法行為をした地域を管轄する警察署に届出すると、直ちに自ら違法行為に係る反則金を納付し、及び当該反則金を支払うものとします。借受人又は運転者は、使用上の行為として、違法行為を行ったときは、借受人又は運転者は、違法行為をした地域を管轄する警察署に届出すると、直ちに自ら違法行為に係る反則金を納付し、及び当該反則金を支払うものとします。

(表裏面につづく)

